

学校の自主性・自律性の確立

地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められる。

また、各学校においては、それぞれの教育理念や教育方針に基づき、児童生徒や保護者・地域の実情に応じて、校長のリーダーシップの下、主体的に創意工夫のある教育活動を開拓し、学校の自主性・自律性を確立することが必要である。さらには、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え、開かれた学校づくりを促進していくために学校評議員又は学校運営協議会制度を活用することや、学校評価を通じ、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、保護者や地域住民に対する説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域の共通理解を深め、相互の連携協力の促進を図ること等を通じて、教育の質の保証・向上を図ることが期待されている。

学校を取り巻く環境は絶えず変化しており、学校教育が抱える課題の複雑化・多様化が進んでいることを踏まえ、学校がこうした変化に柔軟に適応し、様々な教育課題や地域のニーズに的確に対応していくよう、学校評価や人事評価制度等を活用しながら、常に学校の組織運営体制の最適化を図り、業務の実施プロセスの見直し等を不断に行っていくことが求められ続けている。

1 学校評価

(1) 学校評価システムの導入の背景と意義

学校評価については、平成12年12月の教育改革国民会議報告「教育を変える17の提案」において、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果を保護者や地域と共有し、学校の改善につなげる必要性について提言がなされた。その後、学校の自主性・自律性を高めることによって、より質の高い特色ある教育が提供されるよう促すとともに、学校が保護者や地域からの信頼に応え、家庭や地域と連携協力して児童生徒の健やかな成長を図る必要性が認識されてきたところである。また、学校の裁量を拡大し主体性を高めていく場合、それぞれの学校の取組を評価していくことが重要であることなどから、学校評価を実施することの必要性が指摘されてきた。

広島県においては、教育活動全般の情報を積極的に発信して説明責任（アカウンタビリティ）を果たし、授業や生徒指導など学校運営のあらゆる場面にP D C Aというマネジメントサイクルを導入する必要性から、平成13・14年度に学校評価の実践研究を行い、平成15年度から県内の全ての公立学校において、自らの教育活動その他の学校運営について組織的・継続的に改善すること、信頼される開かれた学校づくりを進めること、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることを目的に学校評価を実施している。

こうした中、平成18年度に教育基本法が改正されるとともに、この改正を受けて平成19年度に学校教育法及び同施行規則が改正され、これまで小学校設置基準など各校種の設置基準で規定されていた学校評価の項目が削除され、同法・同規則に「自己評価」と「学校関係者評価」からなる学校評価が新たに規定された。

(2) 自主的・自律的な学校経営を推進するための学校評価の活用

ア 学校評価の目的

学校評価そのものの役割は、学校経営のP D C AサイクルのC (Check) にあたる。学校の教育の質を高め、児童生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすため

にも、学校評価を学校運営の改善を図るツールとして有効に活用し、その充実を図ることが重要である。文部科学省の「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（以下「ガイドライン」とする。）では、学校評価の目的として次の三つを挙げている。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

イ 学校評価の実施手法及び規定等

学校評価が、平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により法的に位置付けられたことから、県立学校については、平成20年1月に広島県立高等学校等管理規則を改正した。国の規定に準じて学校評価を「自己評価」と「学校関係者評価」に区分し、それぞれについて適切な実施、公表、設置者への報告について規定（平成20年4月1日施行）した。市町立学校についても、各市町において規則等で規定された。「ガイドライン」で整理されている学校評価の実施手法と法令上の位置付けは、以下のとおりである。

(ア) 自己評価

学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行う。

(イ) 学校関係者評価

保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等又は学校運営協議会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う。

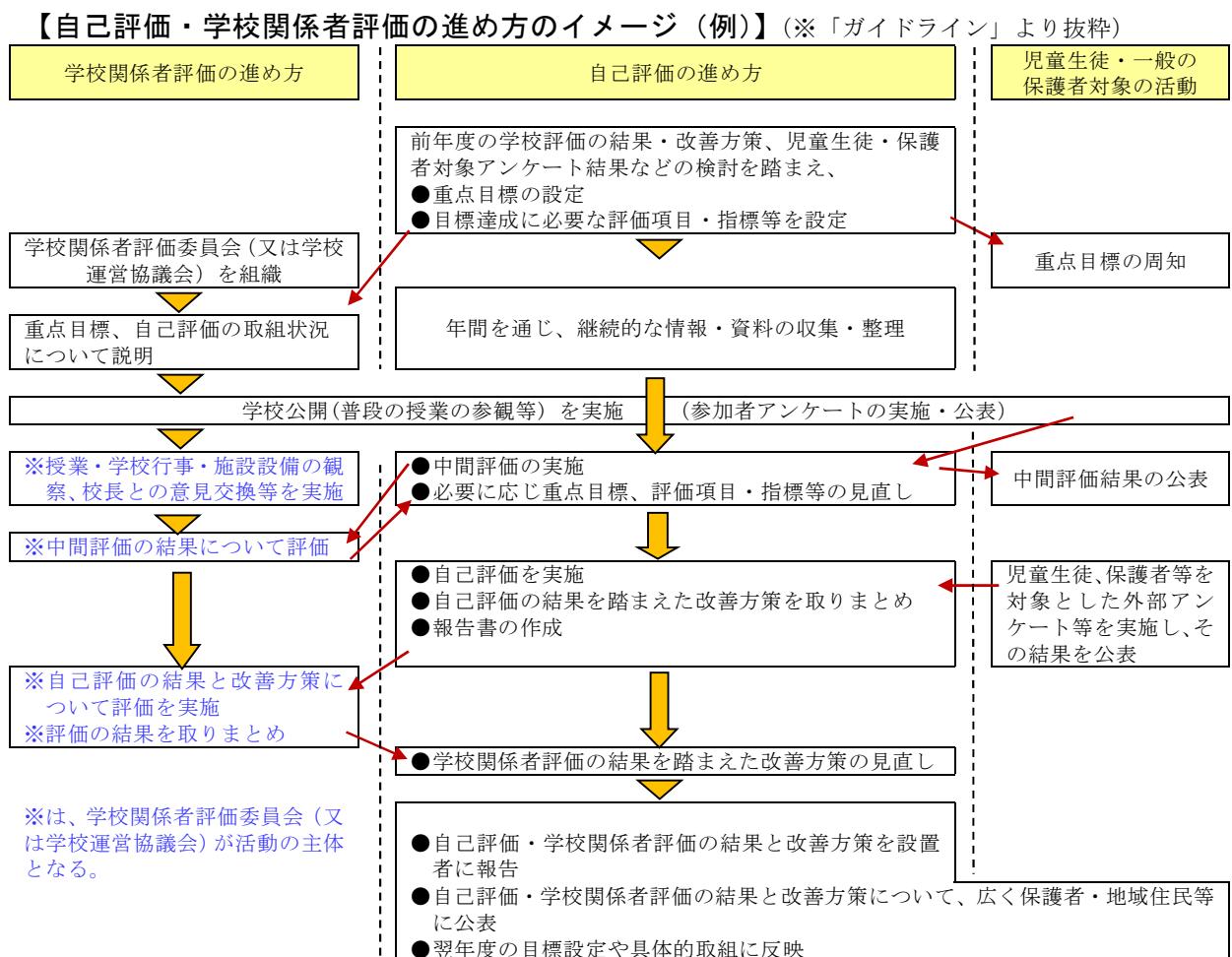
教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠なものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

(ウ) 第三者評価

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行う。

実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

実施手法	法令上の位置付け		
	実施	設置者への報告	公表
自己評価	義務	義務	義務
学校関係者評価	努力義務	(実施した場合) 義務	努力義務
第三者評価		なし	



ウ 学校評価の実効性を高めるために

実効性の高い学校評価にするには、学校、学校関係者及び設置者のそれぞれにとって、教育活動その他の学校運営の改善や教育水準の向上、子供の成長につながっているという有用感のある取組にすることが大切である。

(ア) 学校内における取組の充実

① 学校評価における目標の系統化・重点化

- ・学校評価における目標等は、設置者の学校教育に関する方針を踏まえつつ、学校の現状や課題を分析した上で、児童生徒の姿を具体的に示し、その達成状況を的確に測定できるものとする。
 - ・前回の評価結果や教職員の課題意識等を踏まえつつ、必要に応じて学校が重点を置いて短期的に取り組むことができるものとする。
 - ・これらのことと踏まえ、県立学校においては、「教育目標」、「育てたい生徒像」を明確にするなど、「県立学校における学校評価実施に関する留意事項」の様式（学校経営計画）を令和3年4月から改正した。

【評価項目・指標等の設定について】

評価項目・指標等には、目標の達成状況を把握するための（成果に着目する）ものと、達成に向けた取組の状況を把握するための（取組に着目する）ものとに大別できる。教育の目的は子供の人格の完成を目指すことにあることから、中でも児童生徒についてその達成状況に着目することが重要であり、成果に關

する評価項目・指標等の適切な設定が望まれる。

しかし、同時に、成果とその達成に向けた取組は一体的であり、成果を目指す過程において、学校・家庭・地域や設置者が、いかに連携し役割分担して、組織的・効果的に取組を進めていくのかというプロセスの在り方も重要である。

これらのことから、目標達成を目指す過程（プロセス）にも着目し、それを正当に評価することに留意して評価項目・指標等を設定することが重要である。

② 全教職員の参加と協働による学校評価の実施

- ・ 学校評価の目的を明確にし、学校評価における目標や評価項目の設定に際して、管理職や担当教職員との他の教職員との間の共通理解を図る。
- ・ 学校評価における目標と教職員個人の目標を系統化し、全ての教職員が学校評価における目標を共有しながら具体的な日々の教育活動その他の学校運営を行っていく。

③ 効率的・効果的な学校評価を行う体制づくり

- ・ 学校評価の結果を教育活動その他の学校運営の改善に結び付けるためには、学校内、あるいは地域内での組織的な分掌や仕組みが必要である。

（例：デジタル機器の活用、学校事務職員の活用等）

（イ）学校関係者との連携、協働の推進

① 情報提供の充実による学校への理解促進と連携強化

- ・ 学校の情報提供や学校関係者評価の実施を、保護者や地域住民等の理解や連携・協力を得る機会として積極的に捉え、課題解決に向けた学校の対応を併せて示すことにより学校の説明責任を果たすとともに、協働を進める。
- ・ 学校評価をコミュニケーション・ツールとすることを主眼に評価項目を検討するとともに、保護者や地域住民等が求めている情報を把握し、分かりやすく情報を提供する。
- ・ 情報提供の方法を多様化することが大切であり、日頃から保護者や地域住民等が学校の様子に触れる機会を意図的、積極的に設けていく。
- ・ 学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員に学校の実情を十分に知ってもらい、多くの関係者の連携・協働につなげる学校の「スポークスマン」として、情報発信を担ってもらう。

② 学校関係者評価委員会又は学校運営協議会の運営の工夫等

- ・ 学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員に対しては、自己評価から明らかとなった学校の現状や課題、改善の手立て等を学校があらかじめ明示するなど、学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員がチェックすべきポイントを明確にした上で、評価を実施する。
- ・ 学校、地域の実情により、学校評議員や学校運営協議会委員等を学校関係者評価委員とするなど、既存の仕組みを活用して、その取組の中に学校関係者評価を位置付けていく。

③ 外部アンケート等の工夫

- ・ 自己評価を行う上で、児童生徒、保護者、地域住民等に対するアンケート等（外部アンケート等）の結果を活用する。
- ・ 外部アンケートは回答可能な項目に精選し、外部アンケートによって得られた情報と学校が持つ客観的な指標やデータを対比しつつ自己評価の参考資料とする（外部アンケートの結果をそのまま評価結果にするのではない。）。

- ・ 外部アンケート以外の方法でも、学校行事や授業参観などの場で保護者や地域住民等の声を聞くなど、柔軟な対応で意見や要望を集める。
- ・ 外部アンケートの結果と学校の対応状況について、学校関係者評価委員又は学校運営協議会委員等と協力し、保護者や地域住民等が分かりやすい表現にしてフィードバックする。

参考：◆文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」平成28年3月22日
 ◆学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議学校評価の在り方に関するワーキンググループ「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について」平成24年3月12日

「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」の改訂のポイント

1. 改訂の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、義務教育学校並びに小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校が発足することを踏まえ、小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点をガイドラインに反映。

2. 改訂の主なポイント

◇ 目標及び指標・評価項目の設定に当たって留意すべき事項

- 義務教育学校においては、9年間を見据えた教育目標を設定するとともに、学年段階の区切りに応じた目標を設定とすることを基本。
- 小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、接続する両校間で評価項目指標を共有した上で、共通した評価項目・指標を設定することを基本。

◇ 自己評価を実施するに当たって留意すべき事項

- 小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、接続する両校の教職員が連携して自己評価を実施すること等が望ましい。

◇ 学校関係者評価を実施するに当たって留意すべき事項

- 義務教育学校においては、前期・後期課程の児童生徒の保護者の双方が評価者となることを基本。
- 小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、学校関係者評価委員会は両校横断的な組織とし、接続する小学校・中学校双方の保護者を評価者に加えることが望ましい。

◇ 評価結果の報告・公表等に当たって留意すべき事項

- 小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校においては、横断的に実施した自己評価及び学校関係者評価の結果について、共同して広く保護者に周知することが望ましい。

◇ 指標・評価項目の具体例

- 義務教育学校、小中一貫型小学校及び小中一貫型中学校において、指標・評価項目の設定をする際の視点を具体的に明示。

(例)

- ・ 9年間の系統性・連続性を強化した教育課程・指導計画の実施状況
- ・ 一貫教育の円滑な実施に必要な組織運営体制の整備状況
- ・ 小・中学校の教職員の連携協力による指導等の実施状況

参考：◆文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」の改訂のポイント 平成28年3月22日

2 開かれた学校づくり

県教育委員会では、開かれた学校づくりを実効性のあるものにするために、「ひろしま教育の日」、「ひろしま教育ウィーク」を定め、取組を進めている。

(1) 「ひろしま教育の日」

教育に対する県民の意識を高めるとともに、県民総参加の教育改革を推進し、本県教育の一層の充実と発展を図るため、平成13年10月に「ひろしま教育の日を定める条例」を制定し、11月1日を「ひろしま教育の日」に、11月1日から7日までを「ひろしま教育ウィーク」とした。

「ひろしま教育ウィーク」期間中は、県立歴史民俗資料館、県立歴史博物館及び頬山陽史跡資料館の常設展・企画展、県立美術館の所蔵作品展及び縮景園の無料開放を実施している。

(2) 「“学校へ行こう”週間」

「ひろしま教育の日」関連事業として、全県的な学校開放週間として「“学校へ行こう”週間」を設定している。

(3) 学校評議員制度の導入

平成12年1月に学校教育法施行規則その他関係省令が改正され、より一層開かれた学校づくりを進める観点から、地域住民が学校運営に参画する仕組みとして、学校評議員制度が導入された。本県においても、県立学校については平成13年度から全校に導入された。

これは、学校が保護者や地域住民の意向を把握し、それを学校運営に反映させ、また、その協力を得るとともに、学校運営の状況などをこうした人々に周知させ、学校としての説明責任を果たしていくためである。

なお、県立学校においては、これらの考え方を更に発展させた学校運営協議会制度を平成31年4月1日から全校に導入したため、従来の学校評議員制度を廃止した。

3 地域の教育力の活用

近年、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える問題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。このため、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくために、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が求められている。

(1) 学校運営協議会制度

学校運営協議会制度は、平成16年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、保護者や地域住民の声をより的確に学校運営に反映させることを目的として制定されたものである。学校運営協議会を設置した学校を、コミュニティ・スクールという。

平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務となった。

学校運営協議会制度の導入により、保護者や地域住民等が当事者意識をもって学校運営に参画することにより、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され「地域とともににある学校づくり」を効果的に進めることをねらいとしている。

また、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域社会全体の活性化も期待されている。

学校運営協議会は、主に次のようなことを行うこととされている。

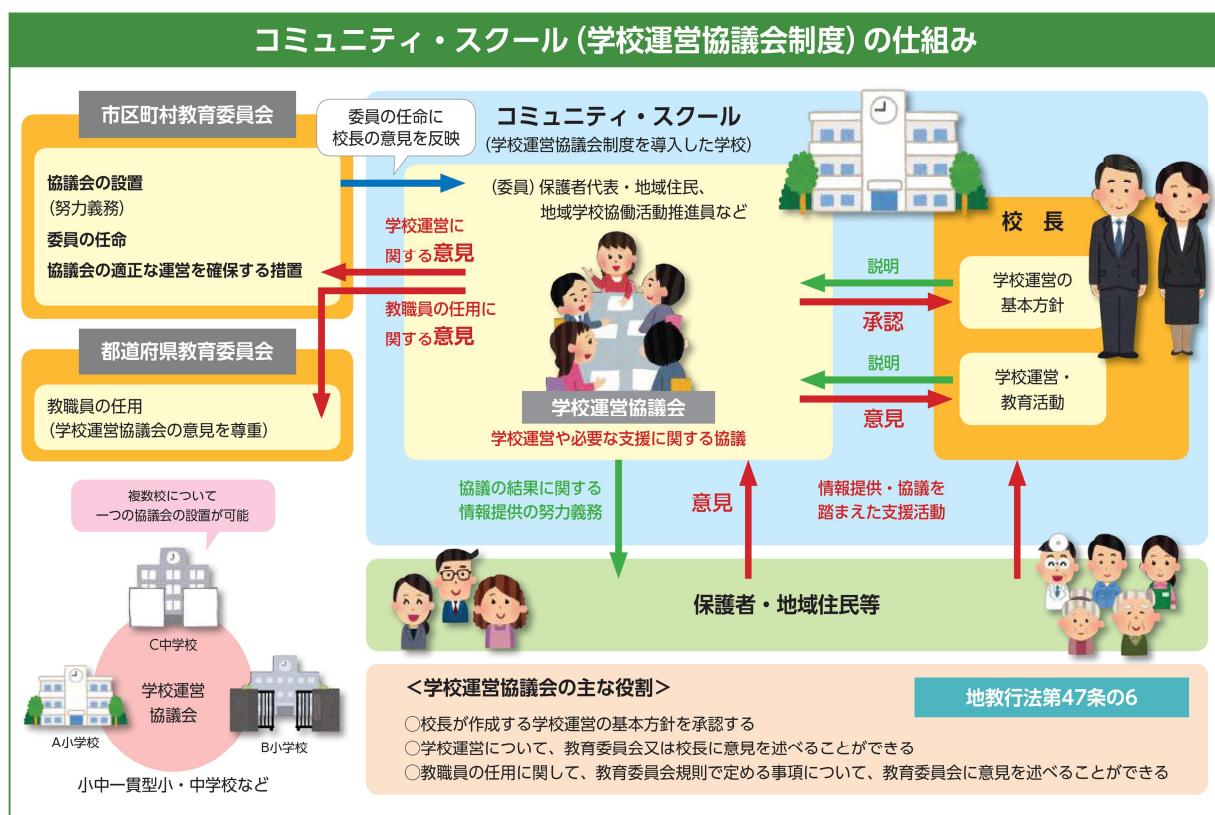
- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

また、学校運営協議会の委員には、地域住民や保護者、地域学校協働活動推進員等が含まれるが、それ以外に、その学校の教職員、大学教授等教育行政や学校教育に識見を有する有識者などが考えられ、教育委員会によって任命される。

この学校運営協議会の設置は、小・中学校をはじめ、幼稚園や高等学校、中等教育学校、特別支援学校、義務教育学校、全ての公立学校を対象としている。

なお、全校で導入している県立学校においては、アンケート調査の結果により、保護者や地域住民等との情報共有や組織的な体制が構築されたことで、各学校において特色のある学校づくりが推進されていることが分かった。一方で、学校全体の取組になつていいことや、協働につながっていないといった課題も指摘されており、更なる改善に取り組むこととしている。

コミュニティ・スクールのイメージ



※ 学校運営の責任者はあくまでも校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

参考HP：文部科学省「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会制度）

【取組例】三次中学校区 学校運営協議会（三次市）

三次中学校区（三次中学校、河内小学校、三次小学校）では、学校・地域・保護者を交え、子供たちが20歳の時になっていてほしい姿や中学校卒業時に身に付けておくべき資質・能力について熟議を行い、中学校区で育てたい資質・能力として「コミュニケーション能力」「協調性」「主体性」の三つを設定した。

令和4年度からは学校運営協議会を設置し、学校・地域・保護者で協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現を図ってきた。育てたい三つの資質・能力を子供たちが身に付けるにはどのような活動を仕組めばよいか、どのような外部人材がよいか等、学校運営協議会の中で意見を出し合いながら学びをついている。

オリジナルカリキュラム 「校区まちガイド(郷土学習)」	
学年	内容等
小学1年	「郷土学習 三次の四季を楽しもう！」
小学2年	「郷土学習 そだてよう 自分の野菜！」
小学3年	「ふるさと発見！三次探検隊 産業、特産物、人」
小学4年	「ふるさと発見！三次の町の『いま』を発見しよう 自然、環境、産業」
小学5年	「つながる三次！ボランティア、地域の文化遺産、環境」
小学6年	「つながる三次！伝統、建物、遺跡、平和学習、文化遺産」
中学1年	「グッドタウン三次」
中学2年	「まちづくり提言」
中学3年	「みよしまちガイド」

9年間を見通したオリジナルカリキュラム

グッドタウン三次(中学1年)



中学校第1学年「グッドタウン三次」の活動の変容

【取組例】広島井口高等学校 学校運営協議会

令和5年度に「井口地域の未来を考える」をテーマに学校運営協議会研修会を開催し、協議会の委員に、生徒や教員、地域住民も加わって熟議を行った。

令和6年度には、学校経営計画に自らの「探究活動」を語れる生徒の育成を掲げ、都市部にある井口地域の特徴を生かして、様々な取組を進めている。

まず、学校運営協議会委員を指導助言者として、探究のプロセスについての校内研修会を実施した。また、学校運営協議会において、生徒による探究発表を行い、委員から研究テーマをより深めるための具体的なアドバイスや地域の関係各所との連絡・調整に関する申し出をいただく等、生徒が地域社会とつながる重要な機会となった。

今後は、フィールドワークやポスターセッションを通して、学校運営協議会と生徒の探究活動との距離を縮め、パートナーとしてお互いの活動を活性化させる取組を進めていく。



学校運営協議会研修会



探究のプロセスについての
校内研修会

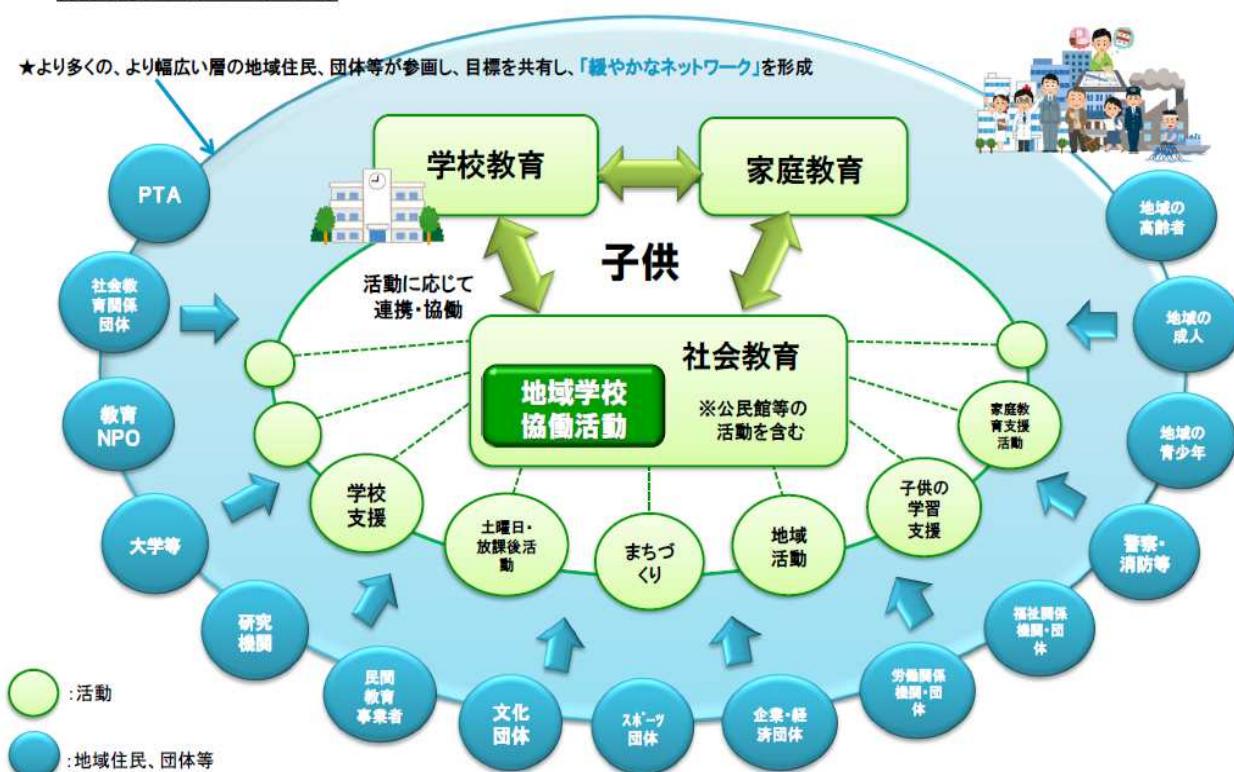
(2) 地域学校協働活動

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を全国的に推進するため、平成29年3月に社会教育法が改正され、「地域学校協働活動」が法律に位置づけられた。

この活動は、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。例えば、子供たちが地域に出て行って郷土学習を行ったり、地域住民と共に地域課題を解決したり、地域の行事に参画して共に地域づくりに関わるといった活動が挙げられる。こうした活動を通して、より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が目標を共有して参画することで、持続可能な地域社会の源になることが期待されている。

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



参考HP：文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」

【取組例】地域の強みを生かした瀬戸田教育の発展（尾道市）

尾道市立瀬戸田小学校と瀬戸田中学校では、「総合的な学習の時間」において、ふるさとを材とした教育活動が展開されている。

瀬戸田小学校では、地元を元気にしたいという児童の思いを受けたコーディネーターがしおまち商店街の方と繋ぐことで、商店街活性化プロジェクトを開催した。児童が各店舗を訪れ、直接話を聞いて手書きの商店街マップを作成した。このマップは実際に訪れた人々に配布されている。

瀬戸田中学校では、郷土のかるたづくりに挑戦した。生徒は地元の素材からテーマを46に絞り込み、川柳風の読み札をつけて「島かるた～これからも 大切にしたい 島の宝物～」を作成した。読み札には、地域の方からアドバイスをいただき、郷土史の文献を基にした説明文を添えた。「島かるた」を使って地域の方と交流することで、島の自然・歴史・産業・文化・観光などの地域資源を再発見する良い機会となつた。

学校と地元人材がビジョンを共有し、その実現を目指して「社会に開かれた教育課程」を実践する取組が、地域の活性化につながっている。



しおまち商店街応援プロジェクト



地域の方との交流

